

## 高崎市伝統芸能等支援補助金制度のご案内(活動)①

高崎市では、古くから地域に根ざした伝統芸能や祭りを継承していくために支援を行っております。そのような伝統芸能や祭りの活動のうちで、本市の文化、歴史等を広く発信することができる市外で行われる活動について、その費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

### ○事業概要

#### 1. 補助対象事業者

伝統芸能活動等を行っている町内会、その他これに準ずる地域住民が組織する団体です。

#### 2. 補助対象事業(活動)及び経費

##### (1) 対象事業(活動)

市外で行われる伝統芸能等の活動であって、本市の文化、歴史等を広く全国に発信することができると思われる活動とします。

※申請後に行われる活動で、同一年度内に完了することが見込まれる事業とします。

※事業(活動)に対し、謝礼や報酬を受けている、または他の補助制度を利用している場合は、補助対象外となります。

※補助事業予算枠の都合で、年度途中で事業終了となることがあります。

##### (2) 対象経費

対象事業(活動)のうち、高崎市民の「旅費」及び「宿泊費」を補助対象とします。

※車や大型バスでの移動の場合、高速道路代は補助対象となりますが、バスのチャーター代や駐車場料金、ガソリン代などは補助対象外です。

※御輿や太鼓等の道具運搬費用は補助対象外です。

※衣装等を身に着けて、直接活動に携わる市民が補助対象です。

※宿泊費は、場所が遠く、夜遅くまで活動する場合など、日帰りでの活動が困難な場合のみ対象とします。

#### 3. 補助率及び補助金額

補助率は2分の1以内で、補助金額20万円以内です。

なお、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

## 高崎市伝統芸能等支援補助金制度のご案内(活動)②

### 4. 申請等の手続き

申請書を提出する前に文化課へご連絡ください。

事業実施前に **1 申請書** を提出し、事業実施後に **3 実績報告書** を提出してください。

※事後申請の場合は、補助金を交付することができません。

#### 1 申請書の提出

市役所7階文化課へ以下の書類を提出してください

- ① 交付申請書
  - ② 活動(事業)計画書
  - ③ 活動(事業)予算書
  - ④ 会員名簿 及び 参加者名簿
  - ⑤ 開催案内など(事業関係資料)
- } 様式あり

※初めて申請する団体は以下の書類を提出してください。

- ⑥ 団体の通帳のコピー(口座の名義・番号が分かる表紙裏面)
- ⑦ 団体の規約(会則)



#### 2 補助対象事業の実施



#### 3 実績報告書の提出 (事業終了後1ヶ月以内)

以下の書類を提出してください。

- ① 実績報告書
  - ② 活動(事業)決算書
  - ③ 会計監査報告書
- } 様式あり
- ④ すべての領収書(原本)参加者全員分(補助金額確定の根拠書類となります。)  
※鉄道・飛行機利用の場合、1人あたりの料金と人数等が確認できる領収書  
※高速道路利用の場合、領収書又は利用証明書(カード明細は不可)  
※宿泊施設からの1人あたりの料金と人数(室数)が記載されている領収書
  - ⑤ 写真(補助金額確定の根拠書類となります)
    - (1) 当日の会場や日時など確認できるもの
    - (2) 衣装を身に着け、当日活動した方全員で撮影したもの
  - ⑥ 市が指定する請求書



#### 4 交付決定

申請書類を審査し、委員会にて補助金を交付することが適当と認められた場合、補助金の交付を決定し、その旨を通知いたします



#### 5 補助金の交付

※補助金を前金で受けることはできません